



熊本県公報

号外 第 4 号

平成 25 年 3 月 28 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

○熊本県防災会議条例及び熊本県災害対策本部条例の一部を改正する条例	(危機管理防災課)	6
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	7
○熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	7
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	8
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	9
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村行政課)	10
○熊本県統計調査条例の一部を改正する条例	(統計調査課)	10
○熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課)	11
○熊本県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例	(〃)	11
○障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	(障がい者支援課)	12
○熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	(医療政策課)	13
○熊本県生活環境の保全等に関する条例及び熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例	(環境保全課)	13
○熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例	(自然保護課)	14
○熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例	(くらしの安全推進課)	14
○くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例	(くまもとブランド推進課)	15
○熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例	(産業支援課)	16
○熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例	(道路整備課)	16
○熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例	(〃)	28
○熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	(道路保全課)	34
○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	34
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	(〃)	35
○熊本県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例	(〃)	36
○熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例	(下水環境課)	39
○熊本県港管理事務所設置条例の一部を改正する条例	(港湾課)	41
○熊本県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	41
○熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例	(高校教育課)	44
○熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	44
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	44
○熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(警察本部組織犯罪対策課)	45
○熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	(警察本部交通規制課)	45

本号で公布された条例のあらまし

◇ 熊本県防災会議条例及び熊本県災害対策本部条例の一部を改正する条例

1 熊本県防災会議条例の一部改正【第 1 条関係】

(1) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員を含め、知事に指名又は任命される委員の合計数を 36 人とすることとした。
(第 2 条第 1 項関係)

(2) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員

- の任期を2年とすることとした。（第2条第2項関係）
 2 熊本県災害対策本部条例の一部改正【第2条関係】
 　「第23条第7項」を「第23条第8項」に改めることとした。（第1条関係）
 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 家畜伝染病の防疫に従事する職員が口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したときは、1日につき380円（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）を支給することとした。（第4条第1項第3号及び第2項第2号関係）
 2 豚丹毒が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病から除外されたことに伴い、関係規定を整理することとした。（第4条第1項第2号関係）
 3 感染症防疫作業手当の対象となる感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症（一類感染症及び二類感染症）並びに知事がこれらに相当すると認める感染症とすることとした。（第4条第1項第1号関係）
 4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

- 1 知事等の退職手当の支給率を次のとおり引き下げることとした。（第4条関係）
 (1) 知事 100分の70を100分の59に改定
 (2) 副知事 100分の50を100分の42に改定
 (3) 教育長 100分の30を100分の25に改定
 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 次のとおり手数料の額の改定を行うこととした。
 ア 風俗営業許可申請手数料（別表第2関係）
 　16,000円他から15,000円他に改定
 イ 遊技機認定申請手数料（別表第3関係）
 　2,700円他から2,200円他に改定
 ウ 遊技機検定申請手数料（別表第3関係）
 　6,300円他から3,900円他に改定
 エ 遊技機試験手数料（別表第3関係）
 　32,300円他から43,300円他に改定
 オ 遊技機型式試験手数料（別表第3関係）
 　1,524,200円他から1,442,000円他に改定
 カ 遊技機変更承認申請手数料（別表第4関係）
 　3,400円他から2,400円他に改定
 2 その他規定の整理を行うこととした。（第2条関係）
 ア 養ぼう振興法の一部改正に伴う規定の整理
 イ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う規定の整理
 3 1及び4は平成25年4月1日から、2アは公布の日から、2イ及び5は平成25年9月1日から施行することとした。
 4 1の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例によることとした。（附則第2項関係）
 5 熊本県収入証紙条例の一部改正（附則第3項関係）
 　この条例による手数料の改正に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第1条関係】
 (1) 不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分について、熊本県行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととした。（第25条の2関係）
 (2) 地方消費税の税率について、63分の17とすることとした。（第48条の4関係）
 2 熊本県税条例の一部改正【第2条関係】
 　地方消費税の税率について、78分の22とすることとした。（第48条の4関係）
 3 この条例は、1(1)は平成25年4月1日から、1(2)及び4は平成26年4月1日から、2及び5は平成27年10月1日から施行することとした。
 4 平成26年4月1日前に係る地方消費税については、なお従前の例によることと

した。（附則第2項関係）

5 平成26年4月1日から平成27年10月1日の前日までの間に係る地方消費税については、なお従前の例によることとした。（附則第3項関係）

◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項第2号の規定に基づき、知事が条例で定めることにより本人確認情報を利用できる事務として次に掲げる事務を加えることとした。（別表第1関係）

(1) 熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）による同条例第21条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第21条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）による同条例第6条第1項若しくは第2項の使用料又は同条例第6条の2第1項の占用料若しくは土砂採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

(3) 熊本県流水占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第29号）による同条例第2条第1項の流水占用料、土石採取料、土地占用料又は河川産出物採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

(4) 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第30号）による同条例第2条第1項の占用料又は土石採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇熊本県統計調査条例の一部を改正する条例

1 調査票情報の提供に関する規定を定めることとした。（第10条関係）

2 調査票情報の提供を受けた者による適正な管理に関する規定を定めることとした。（第11条関係）

3 調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等に関する規定を定めることとした。（第12条関係）

4 第12条の規定違反に関する罰則を定めることとした。（第14条及び第15条関係）

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 この条例は、平成25年6月1日から施行することとした。

◇熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

1 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めることとした。（第2条関係）

2 「共同生活介護」を削ることとした。（第2条関係）

3 熊本市の区域内に所在する旅館及び公衆浴場の入浴施設については、この条例の規定は、適用しないこととした。（第9条関係）

4 1及び3並びに5については平成25年4月1日から、2については平成26年4月1日から施行することとした。

5 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の関係規定を整理することとした。（附則第2項関係）

◇熊本県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

1 感染症に結核を含めることとした。（第1条関係）

2 複数の熊本県保健所について感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）を置くこととした。（第2条、別表関係）

3 協議会の委員を6人から9人に増員することとした。（第3条関係）

4 協議会の委員の選任に当たつて、医療及び法律以外の学識経験を有する者が必ず1人以上選任されるようすることとした。（第3条関係）

5 結核の診査に関する部会を協議会に置くこととした。（第6条関係）

6 その他規定の整理を行うこととした。（第3条、第6条、第7条関係）

7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

8 熊本県結核の診査に関する協議会条例（昭和26年熊本県条例第95号）は、廃止することとした。（附則第2項関係）

◇障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

1 障害者自立支援法等の一部改正に伴い、次に掲げる条例について必要な規定の整理を行うこととした。

(1) 熊本県こども総合療育センター条例の一部改正【第1条】

(2) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正【第2条】

(3) 熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正【第3条】

(4) 熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正【第4条】

(5) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部改正【第5条】

(6) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する

る条例の一部改正【第 6 条】

- (7) 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正【第 7 条】
- (8) 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正【第 8 条】
- (9) 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正【第 9 条】
- (10) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正【第 10 条】

2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1(2)（「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分に限る。）及び 1(5)（「同条第 17 項」を「同条第 16 項」に、「同条第 12 項」を「同条第 11 項」に、「同条第 10 項に規定する共同生活介護若しくは同条第 16 項」を「同条第 15 項」に改める部分に限る。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

◇ 熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 医師修学資金の貸与を受けることができる者を熊本大学医学部において医学を履修する課程に在学する者とすることとした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県生活環境の保全等に関する条例及び熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例

- 1 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の一部改正に伴い、次に掲げる条例の規定を整理することとした。
 - (1) 熊本県生活環境の保全等に関する条例【第 1 条】
 - (2) 熊本県地下水保全条例【第 2 条】
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例

- 1 指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法は、鳥獣の捕獲等をしようとする者等が標識の表示する内容を容易に視認できること等を考慮して、規則で定めることとした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

- 1 少年の用語の適用除外に関する規定を整備することとした。（第 4 条関係）
- 2 「深夜に少年を同行して外出してはならない」を「深夜に少年を、その住所若しくは居所から連れ出し、又はその住所若しくは居所以外の場所に同伴し、若しくはとどめてはならない」に改めることとした。（第 18 条関係）
- 3 関係者による少年のインターネット利用環境の整備に関し、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスに係る関係規定を整備することとした。（第 18 条の 2 関係）
- 4 携帯電話端末等による少年の有害情報閲覧の防止に係る携帯電話インターネット接続役務提供事業者、保護者及び知事の義務等に関する規定を追加することとした。（第 18 条の 3 関係）
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行することとした。

◇ くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例

- 1 くまもと県民交流館の業務から県民の就業の支援を削ることとした。（第 1 条及び第 3 条関係）
- 2 「物産等振興施設」を「物産、観光等に関する情報を提供する施設」に改めることとした。（第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 13 条及び第 14 条関係）
- 3 1 は平成 25 年 4 月 1 日から、2 は公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇ 熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

- 1 使用料について、減免規定を整備することとした。
- 2 使用料を追加することとした。
電気自動車用急速充電器 1 回 30 分につき 480 円
- 3 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例

- 1 有料駐車場等に設ける標識に関する事項について定めることとした。（第 3 条関係）
- 2 県道の構造の技術的基準について定めることとした。（第 4 条—第 46 条関係）
- 3 案内標識等の寸法について、安全かつ円滑な道路の交通を確保するため、道路の

- 通行者又は利用者が目的地若しくは経過地の方向若しくは距離又は道路及びその沿道における交通の危険若しくは注意を払う必要がある道路の状況を容易に視認できること等を考慮して、規則で定めることとした。(第47条関係)
- 4 自動車専用道路の指定をした県道と道路等との交差の方式に関する事項について定めることとした。(第48条関係)
- 5 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例

- 1 次の道路の部分に関し、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について定めることとした。
- (1) 歩道等 (第3条第一第11条関係)
 - (2) 立体横断施設 (第12条第一第17条関係)
 - (3) 乗合自動車停留所 (第18条及び第19条関係)
 - (4) 路面電車停留場等 (第20条第一第22条関係)
 - (5) 自動車駐車場 (第23条第一第31条関係)
 - (6) 移動等円滑化のために必要なその他の施設等 (第32条第一第36条関係)
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項・附則第6項関係)

◇熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設に係る道路の占用料を定めることとした。(別表関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。(第2条、別表関係)
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 第2条第1項中「熊本市」の次に「及び八代市」を加えることとした。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項・第3項関係)
- 4 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例について関係規定を整理することとした。(附則第4項関係)

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 都市公園法第3条第1項の条例で定める基準として、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準並びに都市公園の配置及び規模の基準を定めることとした。(第1条の3、第1条の4関係)
- 2 都市公園法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とすることとした。(第1条の5関係)
- 3 都市公園法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲を定めることとした。(第1条の6関係)
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇熊本県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例

- 1 次の特定公園施設に関し、移動等円滑化のために必要な設置に関する基準を定めることとした。
- (1) 園路及び広場 (第4条関係)
 - (2) 屋根付広場 (第5条関係)
 - (3) 休憩所及び管理事務所 (第6条関係)
 - (4) 野外劇場及び野外音楽堂 (第7条関係)
 - (5) 駐車場 (第8条関係)
 - (6) 便所 (第9条関係)
 - (7) 水飲み場及び手洗場 (第10条関係)
 - (8) 掲示場及び標識 (第11条、第12条関係)
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について定めることとした。
- (1) 流域下水道の構造の技術上の基準(第5条関係)
 - (2) 排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準(第6条関係)
 - (3) 排水施設の構造の技術上の基準(第7条関係)
 - (4) 処理施設の構造の技術上の基準(第8条関係)
 - (5) 適用除外(第9条関係)
 - (6) 終末処理場の維持管理に関する基準(第10条関係)
- 2 「趣旨」と「定義」の2条を加えることとした。(第1条、第2条関係)
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項関係)

◇ 熊本県港管理事務所設置条例の一部を改正する条例

- 1 知事の権限に属する港湾の管理に関する事務を分掌させるため、港管理事務所を置くこととした。(第 1 条関係)
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 公営住宅法(以下「法」という。)第 5 条第 1 項及び第 2 項の条例で定める整備基準を定めることとした。(第 1 章の 2 関係)
- 2 県営住宅の入居者の資格について次のとおり定めることとした。(第 4 条関係)
 - (1) 法第 23 条第 1 号イの条例で定める場合は、入居者が身体障害者である場合等とする。
 - (2) 次のとおり県営住宅の入居者の資格に係る収入基準を定める。
 - ア 法第 23 条第 1 号イの条例で定める金額は、214,000 円とする。
 - イ 法第 23 条第 1 号ロの条例で定める金額は、158,000 円とする。
- 3 県営改良住宅の入居者の資格について次のとおり定めることとした。(第 46 条関係)
 - (1) 2(1)を準用する。
 - (2) 次のとおり県営改良住宅の入居者の資格に係る収入基準を定める。
 - ア 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 号イの条例で定める金額は、139,000 円とする。
 - イ 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 号ロの条例で定める金額は、114,000 円とする。
- 4 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 通学支援奨学金の貸与の対象となる者を、県立高等学校の再編整備により近隣の高等学校の生徒の募集が停止され、又は当該高等学校が廃止されることに伴い、新設高等学校等に通学することとなる者であって、当該通学に要する費用が増加することにより修学が困難になるものとすることとした。(第 1 条、第 2 条関係)
- 2 通学支援奨学金の貸与金額に、新設高等学校等への通学のために利用する熊本県立高等学校の寄宿舎又はこれに類する施設で教育委員会規則で定めるものの利用に係る負担額を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額を追加することとした。(第 5 条関係)
- 3 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を設けることとした。(附則第 2 項関係)

◇ 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県の警察官の定数及び階級別定数を改めることとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 第 27 号作業に係る危険物に「爆発物その他人事委員会が銃器、爆発物に相当する」と認めるもの又はこれらと思料されるもの」を加えることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例

- 1 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の基点となる施設に児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)を追加することとした。(第 21 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項関係)
- 2 両罰規定の適用対象に、第 38 条の違反行為を追加することとした。(第 41 条第 1 項関係)
- 3 この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例

- 1 信号機に関する基準について規定することとした。(第 2 条関係)
- 2 道路標識に関する基準について規定することとした。(第 3 条関係)
- 3 道路標示に関する基準について規定することとした。(第 4 条関係)
- 4 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県防災会議条例及び熊本県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第9号

熊本県防災会議条例及び熊本県災害対策本部条例の一部を改正する条例

(熊本県防災会議条例の一部改正)

第1条 熊本県防災会議条例(昭和37年熊本県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに指定公共機関」を「、指定公共機関」に、「の数」を「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の合計数」に改め、同条第2項中「並びに指定公共機関」を「、指定公共機関」に改め、「職員のうちから任命される委員」の次に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を加える。

(熊本県災害対策本部条例の一部改正)

第2条 熊本県災害対策本部条例(昭和37年熊本県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条第8項」に改め、「熊本県災害対策本部」の次に「(以下「災害対策本部」という。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第10号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「(昭和26年法律第166号)第2条の規定による」を「第2条第1項に規定する」に、「のうち流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、鼻疽、結核病、ニューカッスル病及び豚丹毒の病菌を有する家畜又は当該病菌を有する疑いのある」を「(流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、鼻疽、結核病及びニューカッスル病に限る。)の病原体に汚染され、又は汚染されているおそれがあると認められる」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第6条」を「第6条第2項及び第3項」に、「のうち知事が定めるもの」を「並びに知事がこれらに相当すると認める感染症」に、「支給対象感染症」を「行う支給対象感染症」に、「に汚染された」を「の付着した」に、「汚染された危険が」を「付着の疑いの」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業

第4条第2項中「前項各号の作業に従事した日1につき290円」を「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該作業に従事した日1につき、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号及び第3号に掲げる作業 290円
- (2) 前項第2号に掲げる作業 380円(著しく危険であると人事委員会が認める作業にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第11号

熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例(昭和27年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「退職手当額」を「退職手当の額」に、「、当該知事等」を「当該知事等」に、「定める区分」を「掲げる者の区分」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第1号中「100分の70」を「100分の59」に改め、同条第2号中「100分の50」を「100分の42」に改め、同条第4号中「100分の30」を「100分の25」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第12号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

別表第3の1の項の(1)中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を「法」に改め、「指定試験機関(以下)の次に「この表において」を、「試験(以下)の次に「この表において」を加え、「2,700円」を「2,200円」に改め、同項の(2)中「2,720円」を「4,340円」に改め、同項の(3)中「装置であつて」の次に「政令第10条の2の表の1の項に規定する」を、「定めるもの(以下)の次に「この表において」を、「集積回路をいう。以下」の次に「この表において」を加え、「31,700円」を「35,000円」に、「8,200円」を「16,300円」に、「24,700円」を「29,000円」に、「5,900円」を「14,400円」に、「59,700円」を「59,000円」に、「14,700円」を「23,000円」に、「3,680円」を「12,600円」に改め、同表の2の項の(1)中「以下」の次に「この表において」を加え、「6,300円」を「3,900円」に改め、同項の(2)中「18,000円」を「6,300円」に改め、同項の(3)中「1,530,000円」を「1,435,000円」に、「296,000円」を「438,000円」に、「1,141,000円」を「1,128,000円」に、「174,000円」を「338,000円」に、「1,816,000円」を「1,621,000円」に、「399,000円」を「479,000円」に、「1,193,000円」を「1,192,000円」に、「349,000円」を「482,000円」に、「1,147,000円」を、「348,000円」を「481,000円」に改め、同表の3の項の(1)ア中「32,300円」を「43,300円」に、「8,100円」を「23,100円」に改め、同項の(1)イ中「25,300円」を「36,300円」に、「8,100円」を「23,000円」に改め、同項の(1)ウ中「5,700円」を「21,000円」に改め、同項の(2)中「62,300円」を「68,300円」に、「15,300円」を「30,300円」に改め、同項の(3)及び(4)中「31,300円」を「42,300円」に、「10,800円」を「26,300円」に改め、同項の(5)中「25,300円」を「36,300円」に、「3,300円」を「19,100円」に改め、同表の4の項の(1)中「1,524,200円」を「1,442,000円」に、「290,200円」を「445,000円」に、「1,135,200円」を「1,135,000円」に、「168,200円」を「345,000円」に改め、同項の(2)中「1,810,200円」を「1,628,000円」に、「393,200円」を「486,000円」に改め、同項の(3)中「1,187,200円」を「1,155,000円」に、「343,200円」を「489,000円」に改め、同項の(4)中「1,186,200円」を「1,154,000円」に、「342,200円」を「488,000円」に改め、同表の1中「熊本県」を「熊本県」に改め、「同時に」の次に「当

該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ1の項の右欄に定める額から2,700円」を「1の項の右欄の規定にかかわらず、同項の(1)の場合にあっては0円とし、同項の(2)の場合にあっては40円とし、同項の(3)の場合にあってはそれぞれ同項の(3)の右欄に定める額から8,000円」に改め、同表の2中「、熊本県」を「熊本県」に改め、「同時に」の次に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「2,300円」を「14,300円」に改める。

別表第4の1の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「同法」を「法」に、「以下」を「次項において」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「3,400円」を「2,400円」に改め、同表の2の項中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機)を「5,200円(特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機)に、「2,700円」を「8,000円」に改める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第345号の改正規定 公布の日
 - (2) 別表第2、別表第3及び別表第4の改正規定並びに次項の規定 平成25年4月1日
 - (3) 第2条第1項第582号の7、第582号の8及び第582号の11の改正規定並びに附則第3項の規定 平成25年9月1日
 - (経過措置)
 - 2 前項第2号に規定する規定の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。(熊本県収入証紙条例の一部改正)
 - 3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第529号の3及び第529号の4を次のように改める。	529の3 第一種動物取扱業登録申請手数料
	529の4 第一種動物取扱業登録更新申請手数料
別表第1手数料の項第529号の7を次のように改める。	529の7 犬又は猫の引取り手数料

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第13号

熊本県税条例の一部を改正する条例

- 第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。
 第25条の2中「第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加える。
 第48条の4中「100分の25」を「63分の17」に改める。

- 第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。
 第48条の4中「63分の17」を「78分の22」に改める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第25条の2の改正規定 平成25年4月1日
 - (2) 第1条中第48条の4の改正規定及び次項の規定 平成26年4月1日
 - (3) 第2条及び附則第3項の規定 平成27年10月1日
 - (経過措置)
 - 2 第1条の規定による改正後の第48条の4の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「第2号施行日」という。)以後に事業者(地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)及び第2号施行日以後に保税地域(同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。)に係る地方消費税について適用し、第2号施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第2号施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。
 - 3 第2条の規定による改正後の第48条の4の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日(以下「第3号施行日」という。)以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び第3号施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、第2号施行日から第3号施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第2号施行日から第3号施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第14号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1中10の項を14の項とし、9の項を13の項とし、8の項を10の項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 1 1 熊本県流水占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第29号）による同条例第2条第1項の流水占用料、土石採取料、土地占用料又は河川産出物採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

- 1 2 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第30号）による同条例第2条第1項の占用料又は土石採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の7の項の次に次の2項を加える。

- 8 熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）による同条例第21条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第21条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

- 9 熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）による同条例第6条第1項若しくは第2項の使用料又は同条例第6条の2第1項の占用料若しくは土砂採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第15号

熊本県統計調査条例の一部を改正する条例

熊本県統計調査条例（昭和30年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。第12条を第17条とする。

第11条の見出しを削り、同条中「一に」を「いずれかに」に、「10万円以下」を「、10万円以下」に改め、同条第1号及び第3号中「場合」を「場合に」に改め、同条を第16条とする。

第10条中「事情」を「事情が」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

（罰則）

第14条 第12条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第9条中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条の次に次の3条を加える。

（調査票情報の提供）

第10条 知事は、国の行政機関及び他の地方公共団体（以下「国の行政機関等」という。）が統計の作成若しくは統計的研究又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には、その実施した指定統計調査に係る調査票情報を、当該国の行政機関等に提供することができる。

（調査票情報の提供を受けた者による適正な管理）

第11条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた国の行政機関等は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた国の行政機関等から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた国の行政機関等において当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

(2) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた国の行政機関等から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた国の行政機関等において当該調査票情報の取扱いに従事する者若しくは従事していた者又は当該国の行政機関等から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

附 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第16号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号コ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「、共同生活介護」を削る。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第9条 この条例の規定は、熊本市の区域内に所在する旅館及び公衆浴場の入浴施設については、適用しない。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号コの改正規定（「、共同生活介護」を削る部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

2 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第68号事務の欄中「第2条第1号に掲げる旅館、同条第2号に掲げる公衆浴場及び同条第3号に掲げる医療施設並びに」を「第2条第3号に掲げる医療施設及び」に改める。

熊本県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第17号

熊本県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

熊本県感染症の診査に関する協議会条例（平成11年熊本県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（結核を除く。）」を削る。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 法第24条第1項又は第2項の規定により、別表の左欄に掲げる保健所について、それぞれ同表の右欄に掲げる協議会を置く。

第3条第1項中「6人」を「9人」に改め、同条第2項中「数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ2人以内とする」を「中には、次に掲げる者が、それ1人以上含まれなければならない」に改め、同項第3号中「並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者」を削り、同項に次の1号を加える。

（4） 医療及び法律以外の学識経験を有する者

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（部会）

第6条 結核の診査に関する事務を処理させるため、協議会ごとに、結核の診査に関する部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第4条及び第5条の規定は、部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

4 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

保健所	協議会の名称
熊本県有明保健所、熊本県山鹿保健所、熊本県菊池保健所及び熊本県阿蘇保健所	熊本県北感染症診査協議会

熊本県御船保健所及び熊本 県宇城保健所	熊本県県央感染症診査協議会
熊本県八代保健所、熊本県 水俣保健所及び熊本県人吉 保健所	熊本県県南感染症診査協議会
熊本県天草保健所	熊本県天草感染症診査協議会

附 則

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
 2 熊本県結核の診査に関する協議会条例（昭和 26 年熊本県条例第 95 号）は、廃止する。

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
 平成 25 年 3 月 28 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第 18 号

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（熊本県こども総合療育センター条例の一部改正）

第 1 条 熊本県こども総合療育センター条例（昭和 30 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表短期入所の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第 2 条 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

（熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

第 3 条 熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成 18 年熊本県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正）

第 4 条 熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成 19 年熊本県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部改正）

第 5 条 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成 23 年熊本県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第 17 項」を「同条第 16 項」に、「同条第 12 項」を「同条第 11 項」に、「同条第 10 項に規定する共同生活介護若しくは同条第 16 項」を「同条第 15 項」に改める。

（熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第 6 条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「「令」」を「「政令」」に改める。

第 6 条第 1 項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第 50 条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附則第 2 項及び第 4 項中「障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）」を「政令」に改める。

（熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第 7 条 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号ア中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に、同条第6項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第23条第3項第3号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第12条第1項第5号中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

(熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第79号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第11条第2項第2号ア中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第10条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)及び第5条中障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第8条第2号の改正規定(「同条第17項」を「同条第16項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に、「同条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項」を「同条第15項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第19号

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

熊本県医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「で入学(編入学及び転入学を除く。)後1年を経過しないもの」を削る。

第7条第1項第1号中「相当する期間」の次に「(大学医学部に編入学若しくは転入学した後に被貸与者となった者又は大学医学部に入学(編入学及び転入学を除く。)後1年を経過した後に被貸与者となった者にあっては、修学資金の貸与を受けた期間に3年を加えた期間)」を加える。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県生活環境の保全等に関する条例及び熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第20号

熊本県生活環境の保全等に関する条例及び熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例

(熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「第2条第7項」を「第2条第2項第1号」に、「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

第70条第1項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。
 (熊本県地下水保全条例の一部改正)

第2条 熊本県地下水保全条例(平成2年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第21号

熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)の規定に基づき、指定獵法禁止区域等を表示する標識の寸法を定めるものとする。

(標識の寸法)

第2条 次に掲げる標識の寸法は、鳥獣の捕獲等をしようとする者等が標識の表示する内容を容易に視認できること等を考慮して、規則で定める。

- (1) 法第15条第13項の規定により知事が設置する指定獵法禁止区域を表示する標識
- (2) 法第28条第9項において準用する法第15条第13項の規定により知事が設置する鳥獣保護区を表示する標識
- (3) 法第29条第4項において準用する法第15条第13項の規定により知事が設置する特別保護地区を表示する標識
- (4) 法第34条第5項の規定により知事が設置する休獵区を表示する標識
- (5) 法第35条第12項において準用する法第34条第5項の規定により知事が設置する特定獵具使用禁止区域及び特定獵具使用制限区域を表示する標識
- (6) 省令第37条第1項の規定により知事が設置する特別保護指定区域を表示する標識

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第22号

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「満18歳」を「18歳」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、第18条の2及び第18条の3においては、18歳に満たない者をいう。

第4条第2号中「雇用主」を「雇用主」に、「監護する者」を「監護するもの」に改め、同条第5号中「がん具類等」を「玩具類等」に、「がん具類」を「玩具類」に改める。

第18条第2項中「同行して外出してはならない」を「、その住所若しくは居所から連れ出し、又はその住所若しくは居所以外の場所に同伴し、若しくはとどめてはならない」に改める。

第18条の2第1項を次のように改める。

保護者は、フィルタリングソフトウェア(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下この条及び次条において「法」という。)第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下この条において同じ。)及びフィルタリングサービス(法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下この条及び次条において同じ。)の利用その他の方法により、その監護する少年が有害情報(法第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下この条及び次条において同じ。)を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

第18条の2第3項中「有害情報を少年が閲覧し、又は視聴することができないよう、フィルタリング」を「フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービス」に、「提供に」を「提供により、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することができないように」に改め、同項を同条第4項とする。

第18条の2第2項中「フィルタリング(インターネットの利用により得られる情報に

について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用」を「フィルタリングソフトウェアの利用、フィルタリングサービスの利用」に、「有害情報を少年が」を「当該少年が有害情報を」に改め、同項を同条第3項とする。

第18条の2第1項の次に次の1項を加える。

- 2 少年の健全な保護育成に携わる者は、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用の普及のための活動その他の啓発活動により、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

第18条の2の次に次の1条を加える

(携帯電話端末等による有害情報閲覧の防止)

- 第18条 電話契約の締結と手続
携帯電話端末の譲り受け
接続する電話端末の譲り受け
使用する電話端末の譲り受け
当該端末に対する電話端末の譲り受け

(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じること。

(2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができるフィルタリングサービスの内容に関すること。

附 規

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

くまもと県と民間交流条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第23号

くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例

くまもと県民交流館条例（平成13年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県民の就業の支援及び」を削る。

うように改める。のを次号を用いて、就業」を削除する。

(5) 物産、観光等に関する情報を収集し、及び提供すること。

第6条中「物産等振興施設」を「物産、観光等に関する情報を提供する施設」に改める。

第7条中「別表第1」を「別表」に改め、「又は物産等振興施設」を削る。

第10条中「別表第1に定める額を、物産等振興施設の使用者は、別表第2」を「別表」に改める。

第13条第4号中「及び物産等振興施設」を削る。
 第14条第2項中「会議室等にあっては別表第1に定める額に、物産等振興施設にあっては別表第2」を「別表」に改める。
 別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

第1条及び第3条第2号の改正規定は平成25年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第24号**熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例**

熊本県産業技術センター条例（昭和27年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第6条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができます。

別表に次のように加える。

8 電気自動車用急速充電器	1回30分につき	480円
---------------	----------	------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第25号**熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例****目次**

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 有料駐車場等に設ける標識に関する事項（第3条）
- 第3章 県道の構造の技術的基準（第4条—第46条）
- 第4章 案内標識等の寸法（第47条）
- 第5章 自動車専用道路の指定をした県道と道路等との交差の方式に関する事項（第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する県道（以下「県道」という。）に設ける自動車駐車場又は自転車駐車場で駐車料金を徴収するものに設ける標識に関する事項、県道を新設し、又は改築する場合における県道の構造の技術的基準、県道に設ける道路標識の寸法並びに自動車専用道路の指定をした県道と道路等との交差の方式に関する事項を定めるものとする。（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 有料駐車場等に設ける標識に関する事項

第3条 法第24条の3の規定により県道に設ける自動車駐車場又は自転車駐車場で料金を徴収するもの（以下この条において「有料駐車場等」という。）に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) その他有料駐車場等の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、有料駐車場等を利用する者の見やすい場所に設けなければならない。

第3章 県道の構造の技術的基準

（道路の区分）

第4条 道路の区分は、構造令第3条の定めるところによる。

（車線等）

第5条 車道（副道、停車帯その他構造令第5条第1項に規定する国土交通省令で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 次の表の道路の欄に掲げる道路の区分及び地方部に存する道路にあっては同表の地形の欄に掲げる地形の区分に応じ、それぞれ計画交通量が同表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる数値以下である道路（次項において「第2項規定道路」という。）の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

道路		地形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	14,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第4級	平地部	13,000
		山地部	9,000
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量の欄に掲げる数値に0.8を乗じて得た数値を設計基準交通量の数値とする。

3 第2項規定道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上で、かつ、2の倍数（交通の状況により必要がある場合を除く。）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、これらの道路の車線の数は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分及び地方部に存する道路にあっては同表の地形の欄に掲げる地形の区分に応じ、それぞれ当該道路の計画交通量を同表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる数値で除して得た数を勘案して定めるものとする。

道路		地形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	12,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第1級		18,000
	第2級		17,000
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる数値に0.6を乗じて得た数値を1車線当たりの設計基準交通量の数値とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の幅員の欄に定める数値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては交通の状況により必要がある場合は同表の幅員の欄に定める数値に0.25メートルを加えて得た数値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は同表の幅員の欄に定める数値から0.25メートルを減じて得た数値とすることができる。

道路			幅員 (単位 メートル)	
第1種			3. 50	
第3級	普通道路	3. 50		
	小型道路	3. 25		
第4級	普通道路	3. 25		
	小型道路	3. 00		
	第2種			3. 50
第1級	普通道路	3. 25		
	小型道路	3. 00		
第2級	普通道路	3. 25		
	小型道路	3. 00		
	第3種			3. 25
第2級	普通道路	2. 75		
	小型道路	3. 00		
第3級	普通道路	2. 75		
	小型道路	2. 75		
	第4級			2. 75
	第4種			3. 25
第1級	普通道路	2. 75		
	小型道路	3. 00		
第2級及び 第3級	普通道路	2. 75		
	小型道路	3. 00		

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第36条の規定により車道に狭窄部を設ける場合は、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第6条 第1種又は第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上であるその他の道路について安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合も、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要がある場合は、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の幅員の欄に定める数値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の特例の幅員の欄に定める数値まで縮小することができる。

道路		幅員 (単位 メートル)	特例の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	4. 50	2. 00
	第3級	3. 00	1. 50
	第4級		
第2種	第1級	2. 25	1. 50
	第2級	1. 75	1. 25
第3種	第2級		
	第3級	1. 75	1. 00
	第4級		
第4種	第1級		
	第2級	1. 00	
	第3級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の

幅員の欄に定める数値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の特例の幅員の欄に定める数値まで縮小することができる。

道路		幅員 (単位 メートル)	特例の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	0. 75	0. 25
	第3級	0. 50	
	第4級		
第2種		0. 50	0. 25
第3種	第2級	0. 25	
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0. 25	
	第2級		
	第3級		

- 7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
 8 分離帯に路上施設を設ける場合の当該分離帯を設ける中央帯の幅員は、構造令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
 9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）
 第7条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合は、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の幅員の欄に定める数値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の特例の幅員の欄に定める数値まで縮小することができる。

道路		幅員 (単位 メートル)	特例の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	普通道路 2. 50	1. 75
		小型道路 1. 25	
	第3級及び 第4級	普通道路 1. 75	1. 25
第2種		小型道路 1. 00	
第3種	第2級から 第4級まで	普通道路 1. 25	
		小型道路 1. 00	
	第5級	普通道路 0. 75	0. 50
第4種		小型道路 0. 50	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の幅員の欄に定める数値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の特例の幅員の欄に定める数値まで縮小することができる。

道路		幅員 (単位 メートル)	特例の幅員 (単位 メートル)
第2級及び第3級	普通道路	2. 50	1. 75
	小型道路	1. 25	
第4級	普通道路	2. 50	2. 00
	小型道路	1. 25	

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、次の道路の欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の幅員の欄に定める数値以上とするものとする。

道路		幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	普通道路 1.25	
		小型道路 0.75	
	第3級及び 第4級	普通道路 0.75	
		小型道路 0.50	
第2種		普通道路 0.75 小型道路 0.50	
第3種		0.50	
第4種		0.50	

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあっては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあっては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。

- 6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項幅員の欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合は、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

- 8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

- 9 前項の側帯の幅員は、普通道路にあっては次の表の道路の欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の幅員の欄に定める数値とし、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の特例の幅員の欄に定める数値とすることができる。

道路		幅員 (単位 メートル)	特例の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	0.75	0.50
	第3級	0.50	0.25
	第4級		
第2種	第1級		
	第2級	0.50	

- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合は、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して路端寄りに路肩を設けるものとする。

- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合の当該路肩の幅員は、第2項の表の幅員の欄若しくは特例の幅員の欄又は第4項の表の幅員の欄に定める数値に当該路上施設を設けるのに必要な数値を加えてこれらの規定を適用するものとする。
(停車帯)

- 第9条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合は、1.5メートルまで縮小することができる。
(軌道敷)

- 第10条 軌道敷の幅員は、次の表の軌道の単線又は複線の別の欄に掲げる軌道の単線又は複線の別の区分に応じ、それぞれ同表の幅員の欄に定める数値以上とするものとする。

軌道の単線又は複線の別	幅員 (単位 メートル)
単線	3.00
複線	6.00

- (自転車道)
第11条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場

合は、この限りでない。

- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合は、当該自転車道の幅員は、構造令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該自転車道を設ける道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

- 第12条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の数値に、横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該自転車歩行者道を設ける道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

- 第13条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。
- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の数値に、横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 5 歩道の幅員は、当該歩道を設ける道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

- 第14条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路（以下この条において「歩道等」という。）には、横断歩道、乗合自動車停車所等に接続する歩道等における歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

- 第15条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

- 第16条 第4種第1級及び第2級の道路には植樹帯を設けるものとし、その他の道路には必要に応じ植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。
- 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該植樹帯を設ける区間の道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき数値を超える適切な数値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

- 第17条 道路（副道を除く。）の設計速度は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分に

応じ、それぞれ同表の設計速度の欄に定める数値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の特例の設計速度の欄に定める数値とすることができる。

道路		設計速度 (単位 1時間につき キロメートル)	特例の設計速度 (単位 1時間につき キロメートル)
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第18条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑にするために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第36条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第19条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の曲線半径の欄に定める数値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の特例の曲線半径の欄に定める数値まで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)	特例の曲線半径 (単位 メートル)
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第20条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分及び同表の道路の存する地域の欄に掲げる道路の存する地域の区分に応じ、それぞれ同表の最大片勾配の欄に定める数値（第3種の道路で自転車道等を設けないものにあっては、6パーセント）以下で、かつ、道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、適切な数値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片勾配を付さないことができる。

道路	道路の存する地域		最大片勾配 (単位 パーセント)
第1種、第2種及び第3種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の程度が甚だしい地域	6
		その他の地域	8
	その他の地域		10
第4種			6

(曲線部の車線等の拡幅)

第21条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（

車線を有しない道路にあっては、車道) を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(緩和区間)

第22条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合は、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の長さの欄に定める数値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に定める数値を超える場合は、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第23条 視距は、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の視距の欄に定める数値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

- 2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)は、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第24条 車道の縦断勾配は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分及び同表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の縦断勾配の欄に定める数値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の特例の縦断勾配の欄に定める数値以下とすることができる。

道路	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	特例の縦断勾配 (単位 パーセント)
普通道路	100	3	6
	80	4	7
	60	5	8
	50	6	9
	40	7	10
	30	8	11
	20	9	12
第1種、第2種及び第3種	100	4	6
	80	7	
	60	8	
	50	9	
	40	10	
	30	11	
小型道路	100		
	80		
	60		
	50		
	40		
	30		

第4種	普通道路	20	12	
		60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
		60	8	
	小型道路	50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(登坂車線)

第25条 普通道路で縦断勾配が5パーセント（設計速度が1時間につき100キロメートルであるものにあっては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第26条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分及び同表の縦断曲線の曲線形の欄に掲げる縦断曲線の曲線形の区分に応じ、それぞれ同表の半径の欄に定める数値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	半径 (単位 メートル)
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の長さの欄に定める数値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第27条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、道路の存する地域の気候等を勘案し

- て、自動車の安全かつ円滑な通行を確保することができるものとして構造令第23条第2項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該舗装をする道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、道路の存する地域の気候その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(横断勾配)

第28条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、次の表の路面の種類の欄に掲げる路面の種類の区分に応じ、それぞれ同表の横断勾配の欄に定める数値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配 (単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1. 5以上 2. 0以下
その他	3. 0以上 5. 0以下

- 2 歩道、自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、道路の存する地域の気候等を勘案して路面の排水に支障がない場合は、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第29条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の合成勾配の欄に定める数値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
100	10.0
80	10.5
60	
50	
40	
30	11.5
20	

- 2 積雪寒冷の程度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第30条 道路には、排水のため必要がある場合は、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第31条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合は、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合における当該屈折車線又は変速車線を設ける部分の当該屈折車線又は変速車線以外の車線の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。

- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合は、当該屈折車線又は変速車線を設ける道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第32条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合は、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当な場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合は、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

- 3 道路を立体交差とする場合は、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。
- 4 連結路については、第5条から第8条まで、第17条、第19条、第20条、第22条から第24条まで、第26条及び第29条並びに構造令第12条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第33条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合は、その交差する道路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、次の表の踏切道における鉄道等の車両の最高速度の欄に掲げる踏切道における鉄道等の車両の最高速度の区分に応じ、それぞれ同表の長さの欄に定める数値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第34条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

(3) 待避所の長さは20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で構造令第31条に規定する国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第36条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合は、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第37条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第38条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合は、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第39条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で構造令第33条第1項に規定する国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第40条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該トンネルを設ける道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該トンネル

を設ける道路の設計を勘案して、適当な施設を設けるものとする。

- 3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交差に危険を及ぼすおそれがある場合、必要に応じ、通報施設、警報施設、消防施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

- 第41条 橋、高架橋その他の構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに類するものとする。

- 2 前項に規定するものの中の、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造を除く。この基準に規定する必要的な事項は、(法)第35条第4項に規定する国土交通省令で定めるところによる。

(附帯工事等の特例)

- 第42条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第5条から前条までの規定（第8条、第17条、第18条、第28条、第30条、第35条及び第39条を除く。）並びに構造令第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）までによる基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

- 第43条 県道の区域を変更し、当該変更に係るに第3項、第4項及び第5項、第6項、第7項、第8項並びに構造令第12条中「第3種第5級」とあるのは「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

- 第45条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならぬ。

- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第5条から第43条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第14条を除く。）並びに構造令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）までの規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

- 第46条 歩行者専用道路の幅員は、当該歩行者専用道路を設ける道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とする。

- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第5条から第13条まで、第15条から第43条まで及び第44条第1項並びに構造令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）までの規定は、適用しない。

第4章 案内標識等の寸法

第47条 法第45条第3項及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の規定により条例で定める案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（以下この条において「案内標識等」という。）の寸法は、安全かつ円滑な道路の交通を確保するため、道路の通行者又は利用者が目的地若しくは経過地の方向若しくは距離又は道路及びその沿道における交通の危険若しくは注意を払う必要がある道路の状況を容易に視認できること等を考慮して、規則で定める寸法とする。

2 前項の規定により規則で定める寸法は、道路の設計速度若しくは形状又は交通の状況により必要がある場合は、規則で定めるところにより、拡大することができるものとする。

3 第1項の規定により規則で定める寸法は、良好な景観の保全を図るため必要がある場合又は自動車の通行に支障があるため設置が困難な場合は、規則で定めるところにより、縮小することができるものとする。

第5章 自動車専用道路の指定をした県道と道路等との交差の方式に関する事項 (立体交差とすることを要しない場合)

第48条 法第48条の3ただし書の条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 当該交差が一時的である場合

(2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第26号

熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 歩道等（第3条—第11条）

第3章 立体横断施設（第12条—第17条）

第4章 乗合自動車停留所（第18条・第19条）

第5章 路面電車停留場等（第20条—第22条）

第6章 自動車駐車場（第23条—第31条）

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第32条—第36条）

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）及び熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年熊本県条例第20号。以下「道路構造条例」という。）において使用する用語の例による。

2 前項に規定するもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 路面電車停留場 路面電車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第13号に規定する路面電車をいう。第20条において同じ。）の停留場をいう。

(2) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するために利用する立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

(3) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、道路構造条例第13条第3項に規定する幅員の数値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第12条第2項に規定する幅員の数値以上とするものとする。

3 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、道路の存する地域の気候その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(排水溝の蓋)

第7条 歩道等に排水溝を設ける場合には、その蓋は、つえ、車椅子等の使用者の通過に支障のない構造とするものとする。

(歩道等と車道等の分離)

第8条 歩道等には、車道（車道に接続する路肩がある場合にあっては、当該路肩。以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の部分は車道等の部分より15センチメートル以上高くするものとし、その高さは当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合には、歩道等と車道等との間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等の側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第9条 歩道等（縁石の部分を除く。）の部分は車道等の部分より高くするものとし、その高さは5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車の停留所（第4章及び第7章において「乗合自動車停留所」という。）及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第10条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第11条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち横断勾配が1パーセント（第5条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にあっては、2パーセント）以下の部分の有効幅員は、200センチメートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第12条 道路には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動のための立体横断施設（以下この章及び附則第4項において「移動等円滑化立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、傾斜路を設けることをもってこれに代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合には、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第13条 移動等円滑化立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

(1) かごの内り幅は150センチメートル以上とし、その内り奥行きは150センチメートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、かごの内り幅は140センチメートル以上とし、その内り奥行きは135センチメートル以上とすること。

(3) かご及び昇降路の出入口の幅は、第1号に規定する構造のかごを有するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号に規定する構造のかごを有するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

- (4) かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号に規定する構造のかごを有するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれてることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長することができる装置を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (11) かご内及び乗降口に設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字等により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅は150センチメートル以上とし、その奥行きは150センチメートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合は、この限りでない。

(傾斜路)

第14条 移動等円滑化立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができます。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。
- (3) 横断勾配を付さないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すりの端部の付近には、点字により傾斜路の通ずる場所を示すこと。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。
- (8) 立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を両側に設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第15条 移動等円滑化立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏段の表面及びくし板（エスカレーターの出入口の床に取り付けるくし状の板をいう。以下この条において同じ。）は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において3枚以上の踏段が同一平面上となる構造とすること。
- (4) 踏段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとすること。
- (5) くし板の端部と踏段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとすること。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面には、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏段の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができます。

(通路)

第16条 移動等円滑化立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配を付さないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、点字により通路の通ずる場所を示すこと。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を両側に設けること。ただし、側

面が壁面である場合は、この限りでない。

(階段)

- 第17条 移動等円滑化立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下この条及び第29条において同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。
- (1) 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。
 - (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
 - (3) 手すりの端部の付近には、点字により階段の通ずる場所を示すこと。
 - (4) 回り階段ないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。
 - (7) 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - (8) 立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を両側に設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合には、柵その他これに類する工作物を設けること。
 - (10) 階段の高さが300センチメートルを超える場合には、その途中に踊場を設けること。
 - (11) 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては120センチメートル以上とし、他の場合にあっては当該階段の幅員の数値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(歩道等の部分の車道等に対する高さ)

- 第18条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分は車道等の部分より高くするものとし、その高さは15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

- 第19条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの物が有する機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

第5章 路面電車停留場等

(乗降場)

- 第20条 路面電車停留場の乗降場は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあっては200センチメートル以上とし、片側を使用するものにあっては150センチメートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面との高低差は、できる限り小さくすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲で、できる限り小さくすること。
- (4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道の側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

- 第21条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合には、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に掲げるものとするものとする。

- (1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とができる。
- (2) 横断勾配を付さないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

- 第22条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第6章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

- 第23条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車施設（以下この章において「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

- 3 障害者用駐車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 障害者用駐車施設と自動車駐車場の歩行者の出入口との間の経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (3) 障害者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

- 第24条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者

が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下この条及び第30条において「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 障害者用停車施設と自動車駐車場の歩行者の出入口との間の経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の幅は150センチメートル以上とし、かつ、奥行きは150センチメートル以上とする等障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第25条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設ける歩行者の出入口は、この限りでない。

- (1) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合には、当該戸は、幅を120センチメートル以上とする自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者の通過に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第26条 障害者用駐車施設と自動車駐車場の歩行者の出入口との間の経路を構成する通路のうち1以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者の通過に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平坦んで、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第27条 自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設かれている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、傾斜路を設けることをもってこれに代えることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口に近接して設けるものとする。

3 第13条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項の出入口に近接して設けるエレベーター（次項において「出入口近接エレベーター」という。）を除く。）について準用する。

4 第13条の規定は、出入口近接エレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第28条 第14条の規定は、前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

(階段)

第29条 第17条の規定は、自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段について準用する。

(屋根)

第30条 屋外に設ける自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第26条各号に掲げる構造の通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第31条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

- (3) 男子用小便器を設ける場合には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けるとともに、当該小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には、そのうち1以上の便所は、次の各号のいずれかに掲げる構造とするものとする。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に便房を有するとともに、次に掲げる構造の便所であること。

ア 第26条各号に掲げる構造の通路と便所との間の経路を構成する通路のうち1以上の通路は、同条各号の規定の例によること。

イ 出入口は、次に掲げる構造であること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房が設けられていることを表示する標識を設けること。

(エ) 戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

- a 幅は、80センチメートル以上すること。
 b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
 エ 便所は、次に掲げる構造であること。
 (ア) 出入口は、次に掲げる構造であること。
 a 幅は、80センチメートル以上のこと。
 b 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けないこと。
 c 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。
 d 戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げる構造とすること。
 (a) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 (b) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 (イ) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
 (ウ) 腰掛便座及び手すりを設けること。
 (エ) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。
- (2) 次に掲げる構造の便所であること。
 ア 第26条各号に掲げる構造の通路と便所との間の経路を構成する通路のうち1以上の通路は、同条各号の規定の例によること。
 イ 出入口は、次に掲げる構造であること。
 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 (イ) 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
 (ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。
 (エ) 戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げる構造とすること。
 a 幅は、80センチメートル以上とすること。
 b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
 エ 腰掛便座及び手すりを設けること。
 オ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等
 (案内標識)
 第32条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の位置を表示した案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第33条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設し、視覚障害者を誘導するもの（次項において「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第34条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの物が有する機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(照明施設)

第35条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間において当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に照明施設を設けるものとする。ただし、夜間において当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(防雪施設)

第36条 歩道等及び立体横断施設のうち積雪又は凍結により高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち一体的に移動等円滑

- 化を図ることが特に必要な道路の区間について市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同条の規定にかかわらず、当分の間、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることをもって歩道を設けることに代えることができる。
- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を150センチメートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間にについて地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を100センチメートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため第9条の規定を適用することが適当でないと認められる場合は、当分の間、同条の規定を適用しない。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における第11条の規定の適用については、当分の間、同条中「200センチメートル」とあるのは、「100センチメートル」とする。

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第27号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「第7条第9号」を「第7条第11号」に改める。
別表の令第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートル	1,200	1,100
令第7条第3号に掲げる施設	ルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額	

別表の令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料及び令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表の令第7条第6号に掲げる施設、令第7条第7号に掲げる施設、令第7条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物、令第7条第10号に掲げる器具及び令第7条第11号に掲げる施設の項中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「第7条第8号」を「第7条第10号」に、「第7条第9号」を「第7条第11号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に、「第7条第11号」に、「第7条第13号」に改め、同表の備考第6号中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「同条第11号」を「同条第13号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第28号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「熊本市」の次に「及び八代市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有するこの条例による改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により知事がした八代市の区域に係る处分その他の行為又は現に旧条例の規定により知事に對してされている八代市の区域に係る申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、八代市が定める都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づく条例の相当規定により八代市長のした处分その他の行為又は八代市長に對してされた申請その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 4 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。
 別表第62号市町村等の欄中「八代市、」を削る。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第29号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
 第1条中「ほか、」の次に「県が都市公園を設置する場合の設置基準並びに」を、「都市公園（」の次に「第1条の3及び第1条の4を除き、」を加え、同条の次に次の5条を加える。

(都市公園の設置基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域を有する市町村の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 県が次の各号に掲げる都市公園を設置する場合においては、当該都市公園の特質に応じて県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮してその配置及び規模を定めるほか、当該各号に掲げる都市公園の区分に応じ、当該各号に定めるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内外に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は0.
 25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用の用に供することを目的とする都市公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用の用に供することを目的とする都市公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用の用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用の用に供することを目的とする都市公園で休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用の用に供されるものの当該都市公園を利用する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積はそれぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう定めること。

- 2 県が主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第1条の6 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる建築物に限り、同表の右欄に定める範囲とする。

1 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この表において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合	政令第6条第1項第1号に規定する建築物	当該都市公園の敷地面積の100分の10
2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合	政令第6条第1項第2号に規定する建築物	当該都市公園の敷地面積の100分の20（1の項の

		建築物を設ける場合にあつては、100分の20から当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち同項の範囲に係るもの(控除して得た割合)
3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合	政令第6条第1項第3号に規定する建築物	当該都市公園の敷地面積の100分の10
4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合	政令第6条第1項第4号に規定する建築物	当該都市公園の敷地面積の100分の2

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第30号

熊本県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)において使用する用語の例による。

(一時使用目的の特定公園施設)

第3条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例に規定する基準によらないことができる。

(園路及び広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場(政令第3条第1号に規定する園路及び広場に限る。)を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができます。

イ 車止めを設ける場合には、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの距離が150センチメートル以上の平たんな部分を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)の通過に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、この限りでない。

オ エただし書に規定する場合には、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、通路の末端の付近に車椅子使用者が円滑に転回できる場所を設け、かつ、50メートル以内ごとに車椅子使用者が円滑に転回できる場所を設けるときは、120センチメートル以上とすることができます。

イ 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、この限りでない。

ウ エただし書に規定する場合には、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。

カ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

キ 排水溝を設ける場合には、その蓋は、つえ、車椅子等の使用者の通過に支障のない構造とすること。

ク 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(第5号ク及び第6号並びに第7条第1項第2号キ

において「視覚障害者誘導用ブロック」という。) 又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

ケ 車路に近接する部分、車路を横断する部分並びに階段及び傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(3) 階段(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に掲げるものであること。

ア 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、点字により階段の通ずる場所を示すこと。

ウ 回り階段ないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。

オ 段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものを設けない構造とすること。

カ 立ち上がり部を両側に設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

キ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

ク 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(4) 階段を設ける場合には、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を併設することが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを設けることをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができます。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配を付さないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

カ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 立ち上がり部を両側に設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ク 視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(7) 次条から第10条までに規定する基準に適合した特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び政令第3条第1項に規定する国土交通省令で定める主要な公園施設に接続すること。

(屋根付広場)

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができます。

イ 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、この限りでない。

ウ イただし書に規定する場合には、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(休憩所及び管理事務所)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができます。

イ 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、この限りでない。

ウ イただし書に規定する場合には、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(2) カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応

できる構造である場合は、この限りでない。

- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
 - (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、第9条第2項に規定する基準に適合するものであること。
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合には、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
(野外劇場及び野外音楽堂)
- 第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 出入口は、次に掲げるものであること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができます。
 - イ 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、この限りでない。
 - ウ イただし書に規定する場合には、傾斜路を併設すること。
 - (2) 出入口と次号に規定する車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、通路の末端の付近に車椅子使用者が円滑に転回できる場所を設けるときは、80センチメートル以上とすることができます。
 - イ 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、この限りでない。
 - ウ イただし書に規定する場合には、傾斜路を併設すること。
 - エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。
 - オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。
 - カ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
 - (3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えて得た数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下この条において「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
 - (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、第9条第2項に規定する基準に適合するものであること。
- 2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。
 - (2) 車椅子使用者の利用に支障となる段を設けないこと。
 - (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。
- 3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
(駐車場)
- 第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下この条において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に車椅子使用者用駐車施設である旨の表示をすること。
 - (3) 車椅子使用者用駐車施設と駐車場の歩行者の出入口との間の経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (4) 前号の経路を構成する通路は、第4条第2号の規定の例によること。
- (便所)
- 第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - (2) 男子用小便器を設ける場合には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高

- さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けるとともに、当該小便器には、手すりを設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに掲げるものでなければならない。
- (1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に便房を有するとともに、次に掲げる便所であること。
 - ア 出入口は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、この限りでない。
 - (ウ) (イ)ただし書に規定する場合には、傾斜路を併設すること。
 - (エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房が設けられていることを表示する標識を設けること。
 - (オ) 戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げるものであること。
 - a 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
 - ウ 便房は、次に掲げるものであること。
 - ア 出入口は、次に掲げるものであること。
 - a 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - b 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けないこと。
 - c 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房であることを表示する標識を設けること。
 - d 戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げるものであること。
 - (a) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (b) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - (イ) 腰掛便座及び手すりを設けること。
 - (ウ) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。
 - (エ) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
- (2) 次に掲げる便所であること。
- ア 出入口は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、この限りでない。
 - (ウ) (イ)ただし書に規定する場合には、傾斜路を併設すること。
 - (エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便所であることを表示する標識を設けること。
 - (オ) 戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げるものであること。
 - a 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
- ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。
- エ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。
- (水飲場及び手洗場)
- 第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合には、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造としなければならない。
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。
- (掲示板及び標識)
- 第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。
 - (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できること。
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。
- 第12条 第4条から前条までに規定する基準に適合する特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合には、そのうち1以上は、第4条に規定する基準に適合する園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。
- 附 則**
- この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第31号

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

熊本県流域下水道条例(昭和63年熊本県条例第38号)の一部を次のように改正する。
第7条を第15条とする。

第6条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第14条とする。

第5条中「法」を「地方自治法」に改め、同条を第13条とする。

第4条を第12条とする。

第3条中「。以下「法」という。」を削り、同条を第11条とする。

第2条を第4条とし、同条の次に次の6条を加える。

(流域下水道の構造の技術上の基準)

第5条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第9条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第6条 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第8条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして政令第5条の8第3号の規定により国土交通省令で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の政令第5条の8第5号に規定する国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第7条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、政令第5条の9第1号に規定する国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。
- (5) マンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第8条 終末処理場の処理施設の構造の技術上の基準は、第6条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう政令第5条の10第2号に規定する国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第9条 前3条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第10条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物によ

り生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう政令第13条第6号に規定する国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。
第1条中「下水道法（昭和33年法律第79号）」を「法」に改め、同条を第3条とし、同条の前に次の2条を加える。

（趣旨）
第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、流域下水道の設置、構造及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第2条 この条例において使用する用語は、法及び下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

- 附 則
- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
 - 2 この条例の施行の際現に存する施設で、改正後の第6条第5号の規定に適合しないものについては、同号の規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に改築（災害復旧として行われるもの及び流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手した施設については、この限りでない。

熊本県港管理事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第32号

熊本県港管理事務所設置条例の一部を改正する条例
熊本県港管理事務所設置条例（昭和30年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「の目的」を削り、同条中「港湾施設の維持、管理、使用料の徴収等を行うため」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する港湾の管理に関する事務を分掌させるため」に改める。

- 附 則
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第33号

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例
熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。
「第1章 総則（第1条—第2条の2）」を
第1章の2 県営住宅等の整備基準
第1節 総則（第2条の3—第
目次中「第1章 総則（第1条—第2条の2）」を
第2節 敷地の基準（第2条の
第3節 県営住宅等の基準
第1款 県営住宅の基準（第
第2款 共同施設の基準（第
2)
準
2条の7)
8・第2条の9) に改める。

- 2条の10—第2条の15)
2条の16—第2条の19)」
第1章の次に次の1章を加える。
第1章の2 県営住宅等の整備基準
第1節 総則
(県営住宅等の整備基準)
第2条の3 法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準は、この章に定めるところによる。
(健全な地域社会の形成)
第2条の4 県営住宅及び共同施設（以下この章において「県営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備されなければならない。
(良好な居住環境の確保)
第2条の5 県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう整備されなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第2条の6 知事は、県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(県産木材の活用)

第2条の7 知事は、県営住宅等の建設に当たっては、県内で生産された木材の活用に努めるものとする。

第2節 敷地の基準

(位置の選定)

第2条の8 県営住宅等の敷地（以下この章において「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地の区域をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されなければならない。

(敷地の安全等)

第2条の9 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地には、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられなければならない。

第3節 県営住宅等の基準

第1款 県営住宅の基準

(住棟等の基準)

第2条の10 住棟（複数の戸を有する建築物をいう。次款において同じ。）その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置されなければならない。

(住宅の基準)

第2条の11 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用的合理化を適切に図るための措置が講じられなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられなければならない。

(戸内の基準)

第2条の12 県営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設けることにより各戸に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各戸に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられなければならない。

(戸内の各部)

第2条の13 戸内の各部には、高齢者等の移動の利便及び安全の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられなければならない。

(共用部分)

第2条の14 県営住宅の入居者の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便及び安全の確保を適切に図るための措置が講じられなければならない。

(附帯施設)

第2条の15 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないよう考慮されたものでなければならない。

第2款 共同施設の基準

(児童遊園)

第2条の16 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の戸の数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全が確保された適切なものでなければならない。

(集会所)

第2条の17 集会所の位置及び規模は、敷地内の戸の数、敷地の規模及び形状、住棟

及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便が確保された適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)
第2条の18 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するよう考慮されたものでなければならない。

(通路)
第2条の19 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で、合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮して、必要な手すり又は傾斜路が設けられなければならない。

第4条第3項中「第23条第2号ロ」を「第23条第1号ロ」に、「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第23条第2号イ」を「第23条第1号イ」に、「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「214,000円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第23条第1号イの条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が、次の(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める障害の程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害(知的障害を除く。(ウ)において同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項目症から第6項目症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

オ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第6条第4項第2号中「(昭和45年法律第84号)」を削る。
第46条第1項中「第3条、第4条第1項及び第2項に、第42条に、第5条から第44条に、第45条から第46条に、第47条に、第48条に、第49条に、第50条に、第51条に、第52条に、第53条に、第54条に、第55条に、第56条に、第57条に、第58条に、第59条に、第60条に、第61条に、第62条に、第63条に、第64条に、第65条に、第66条に、第67条に、第68条に、第69条に、第70条に、第71条に、第72条に、第73条に、第74条に、第75条に、第76条に、第77条に、第78条に、第79条に、第80条に、第81条に、第82条に、第83条に、第84条に、第85条に、第86条に、第87条に、第88条に、第89条に、第90条に、第91条に、第92条に、第93条に、第94条に、第95条に、第96条に、第97条に、第98条に、第99条に、第100条に、第101条に、第102条に、第103条に、第104条に、第105条に、第106条に、第107条に、第108条に、第109条に、第110条に、第111条に、第112条に、第113条に、第114条に、第115条に、第116条に、第117条に、第118条に、第119条に、第120条に、第121条に、第122条に、第123条に、第124条に、第125条に、第126条に、第127条に、第128条に、第129条に、第130条に、第131条に、第132条に、第133条に、第134条に、第135条に、第136条に、第137条に、第138条に、第139条に、第140条に、第141条に、第142条に、第143条に、第144条に、第145条に、第146条に、第147条に、第148条に、第149条に、第150条に、第151条に、第152条に、第153条に、第154条に、第155条に、第156条に、第157条に、第158条に、第159条に、第160条に、第161条に、第162条に、第163条に、第164条に、第165条に、第166条に、第167条に、第168条に、第169条に、第170条に、第171条に、第172条に、第173条に、第174条に、第175条に、第176条に、第177条に、第178条に、第179条に、第180条に、第181条に、第182条に、第183条に、第184条に、第185条に、第186条に、第187条に、第188条に、第189条に、第190条に、第191条に、第192条に、第193条に、第194条に、第195条に、第196条に、第197条に、第198条に、第199条に、第200条に、第201条に、第202条に、第203条に、第204条に、第205条に、第206条に、第207条に、第208条に、第209条に、第210条に、第211条に、第212条に、第213条に、第214条に、第215条に、第216条に、第217条に、第218条に、第219条に、第220条に、第221条に、第222条に、第223条に、第224条に、第225条に、第226条に、第227条に、第228条に、第229条に、第230条に、第231条に、第232条に、第233条に、第234条に、第235条に、第236条に、第237条に、第238条に、第239条に、第240条に、第241条に、第242条に、第243条に、第244条に、第245条に、第246条に、第247条に、第248条に、第249条に、第250条に、第251条に、第252条に、第253条に、第254条に、第255条に、第256条に、第257条に、第258条に、第259条に、第260条に、第261条に、第262条に、第263条に、第264条に、第265条に、第266条に、第267条に、第268条に、第269条に、第270条に、第271条に、第272条に、第273条に、第274条に、第275条に、第276条に、第277条に、第278条に、第279条に、第280条に、第281条に、第282条に、第283条に、第284条に、第285条に、第286条に、第287条に、第288条に、第289条に、第290条に、第291条に、第292条に、第293条に、第294条に、第295条に、第296条に、第297条に、第298条に、第299条に、第300条に、第301条に、第302条に、第303条に、第304条に、第305条に、第306条に、第307条に、第308条に、第309条に、第310条に、第311条に、第312条に、第313条に、第314条に、第315条に、第316条に、第317条に、第318条に、第319条に、第320条に、第321条に、第322条に、第323条に、第324条に、第325条に、第326条に、第327条に、第328条に、第329条に、第330条に、第331条に、第332条に、第333条に、第334条に、第335条に、第336条に、第337条に、第338条に、第339条に、第340条に、第341条に、第342条に、第343条に、第344条に、第345条に、第346条に、第347条に、第348条に、第349条に、第350条に、第351条に、第352条に、第353条に、第354条に、第355条に、第356条に、第357条に、第358条に、第359条に、第360条に、第361条に、第362条に、第363条に、第364条に、第365条に、第366条に、第367条に、第368条に、第369条に、第370条に、第371条に、第372条に、第373条に、第374条に、第375条に、第376条に、第377条に、第378条に、第379条に、第380条に、第381条に、第382条に、第383条に、第384条に、第385条に、第386条に、第387条に、第388条に、第389条に、第390条に、第391条に、第392条に、第393条に、第394条に、第395条に、第396条に、第397条に、第398条に、第399条に、第400条に、第401条に、第402条に、第403条に、第404条に、第405条に、第406条に、第407条に、第408条に、第409条に、第410条に、第411条に、第412条に、第413条に、第414条に、第415条に、第416条に、第417条に、第418条に、第419条に、第420条に、第421条に、第422条に、第423条に、第424条に、第425条に、第426条に、第427条に、第428条に、第429条に、第430条に、第431条に、第432条に、第433条に、第434条に、第435条に、第436条に、第437条に、第438条に、第439条に、第440条に、第441条に、第442条に、第443条に、第444条に、第445条に、第446条に、第447条に、第448条に、第449条に、第450条に、第451条に、第452条に、第453条に、第454条に、第455条に、第456条に、第457条に、第458条に、第459条に、第460条に、第461条に、第462条に、第463条に、第464条に、第465条に、第466条に、第467条に、第468条に、第469条に、第470条に、第471条に、第472条に、第473条に、第474条に、第475条に、第476条に、第477条に、第478条に、第479条に、第480条に、第481条に、第482条に、第483条に、第484条に、第485条に、第486条に、第487条に、第488条に、第489条に、第490条に、第491条に、第492条に、第493条に、第494条に、第495条に、第496条に、第497条に、第498条に、第499条に、第500条に、第501条に、第502条に、第503条に、第504条に、第505条に、第506条に、第507条に、第508条に、第509条に、第510条に、第511条に、第512条に、第513条に、第514条に、第515条に、第516条に、第517条に、第518条に、第519条に、第520条に、第521条に、第522条に、第523条に、第524条に、第525条に、第526条に、第527条に、第528条に、第529条に、第530条に、第531条に、第532条に、第533条に、第534条に、第535条に、第536条に、第537条に、第538条に、第539条に、第540条に、第541条に、第542条に、第543条に、第544条に、第545条に、第546条に、第547条に、第548条に、第549条に、第550条に、第551条に、第552条に、第553条に、第554条に、第555条に、第556条に、第557条に、第558条に、第559条に、第560条に、第561条に、第562条に、第563条に、第564条に、第565条に、第566条に、第567条に、第568条に、第569条に、第570条に、第571条に、第572条に、第573条に、第574条に、第575条に、第576条に、第577条に、第578条に、第579条に、第580条に、第581条に、第582条に、第583条に、第584条に、第585条に、第586条に、第587条に、第588条に、第589条に、第590条に、第591条に、第592条に、第593条に、第594条に、第595条に、第596条に、第597条に、第598条に、第599条に、第600条に、第601条に、第602条に、第603条に、第604条に、第605条に、第606条に、第607条に、第608条に、第609条に、第610条に、第611条に、第612条に、第613条に、第614条に、第615条に、第616条に、第617条に、第618条に、第619条に、第620条に、第621条に、第622条に、第623条に、第624条に、第625条に、第626条に、第627条に、第628条に、第629条に、第630条に、第631条に、第632条に、第633条に、第634条に、第635条に、第636条に、第637条に、第638条に、第639条に、第640条に、第641条に、第642条に、第643条に、第644条に、第645条に、第646条に、第647条に、第648条に、第649条に、第650条に、第651条に、第652条に、第653条に、第654条に、第655条に、第656条に、第657条に、第658条に、第659条に、第660条に、第661条に、第662条に、第663条に、第664条に、第665条に、第666条に、第667条に、第668条に、第669条に、第670条に、第671条に、第672条に、第673条に、第674条に、第675条に、第676条に、第677条に、第678条に、第679条に、第680条に、第681条に、第682条に、第683条に、第684条に、第685条に、第686条に、第687条に、第688条に、第689条に、第690条に、第691条に、第692条に、第693条に、第694条に、第695条に、第696条に、第697条に、第698条に、第699条に、第700条に、第701条に、第702条に、第703条に、第704条に、第705条に、第706条に、第707条に、第708条に、第709条に、第710条に、第711条に、第712条に、第713条に、第714条に、第715条に、第716条に、第717条に、第718条に、第719条に、第720条に、第721条に、第722条に、第723条に、第724条に、第725条に、第726条に、第727条に、第728条に、第729条に、第730条に、第731条に、第732条に、第733条に、第734条に、第735条に、第736条に、第737条に、第738条に、第739条に、第740条に、第741条に、第742条に、第743条に、第744条に、第745条に、第746条に、第747条に、第748条に、第749条に、第750条に、第751条に、第752条に、第753条に、第754条に、第755条に、第756条に、第757条に、第758条に、第759条に、第760条に、第761条に、第762条に、第763条に、第764条に、第765条に、第766条に、第767条に、第768条に、第769条に、第770条に、第771条に、第772条に、第773条に、第774条に、第775条に、第776条に、第777条に、第778条に、第779条に、第780条に、第781条に、第782条に、第783条に、第784条に、第785条に、第786条に、第787条に、第788条に、第789条に、第790条に、第791条に、第792条に、第793条に、第794条に、第795条に、第796条に、第797条に、第798条に、第799条に、第800条に、第801条に、第802条に、第803条に、第804条に、第805条に、第806条に、第807条に、第808条に、第809条に、第810条に、第811条に、第812条に、第813条に、第814条に、第815条に、第816条に、第817条に、第818条に、第819条に、第820条に、第821条に、第822条に、第823条に、第824条に、第825条に、第826条に、第827条に、第828条に、第829条に、第830条に、第831条に、第832条に、第833条に、第834条に、第835条に、第836条に、第837条に、第838条に、第839条に、第840条に、第841条に、第842条に、第843条に、第844条に、第845条に、第846条に、第847条に、第848条に、第849条に、第850条に、第851条に、第852条に、第853条に、第854条に、第855条に、第856条に、第857条に、第858条に、第859条に、第860条に、第861条に、第862条に、第863条に、第864条に、第865条に、第866条に、第867条に、第868条に、第869条に、第870条に、第871条に、第872条に、第873条に、第874条に、第875条に、第876条に、第877条に、第878条に、第879条に、第880条に、第881条に、第882条に、第883条に、第884条に、第885条に、第886条に、第887条に、第888条に、第889条に、第890条に、第891条に、第892条に、第893条に、第894条に、第895条に、第896条に、第897条に、第898条に、第899条に、第900条に、第901条に、第902条に、第903条に、第904条に、第905条に、第906条に、第907条に、第908条に、第909条に、第910条に、第911条に、第912条に、第913条に、第914条に、第915条に、第916条に、第917条に、第918条に、第919条に、第920条に、第921条に、第922条に、第923条に、第924条に、第925条に、第926条に、第927条に、第928条に、第929条に、第930条に、第931条に、第932条に、第933条に、第934条に、第935条に、第936条に、第937条に、第938条に、第939条に、第940条に、第941条に、第942条に、第943条に、第944条に、第945条に、第946条に、第947条に、第948条に、第949条に、第950条に、第951条に、第952条に、第953条に、第954条に、第955条に、第956条に、第957条に、第958条に、第959条に、第960条に、第961条に、第962条に、第963条に、第964条に、第965条に、第966条に、第967条に、第968条に、第969条に、第970条に、第971条に、第972条に、第973条に、第974条に、第975条に、第976条に、第977条に、第978条に、第979条に、第980条に、第981条に、第982条に、第983条に、第984条に、第985条に、第986条に、第987条に、第988条に、第989条に、第990条に、第991条に、第992条に、第993条に、第994条に、第995条に、第996条に、第997条に、第998条に、第999条に、第1000条に、第1001条に、第1002条に、第1003条に、第1004条に、第1005条に、第1006条に、第1007条に、第1008条に、第1009条に、第1010条に、第1011条に、第1012条に、第1013条に、第1014条に、第1015条に、第1016条に、第1017条に、第1018条に、第1019条に、第1020条に、第1021条に、第1022条に、第1023条に、第1024条に、第1025条に、第1026条に、第1027条に、第1028条に、第1029条に、第1030条に、第1031条に、第1032条に、第1033条に、第1034条に、第1035条に、第1036条に、第1037条に、第1038条に、第1039条に、第1040条に、第1041条に、第1042条に、第1043条に、第1044条に、第1045条に、第1046条に、第1047条に、第1048条に、第1049条に、第1050条に、第1051条に、第1052条に、第1053条に、第1054条に、第1055条に、第1056条に、第1057条に、第1058条に、第1059条に、第1060条に、第1061条に、第1062条に、第1063条に、第1064条に、第1065条に、第1066条に、第1067条に、第1068条に、第1069条に、第1070条に、第1071条に、第1072条に、第1073条に、第1074条に、第1075条に、第1076条に、第1077条に、第1078条に、第1079条に、第1080条に、第1081条に、第1082条に、第1083条に、第1084条に、第1085条に、第1086条に、第1087条に、第1088条に、第1089条に、第1090条に、第1091条に、第1092条に、第1093条に、第1094条に、第1095条に、第1096条に、第1097条に、第1098条に、第1099条に、第1100条に、第1101条に、第1102条に、第1103条に、第1104条に、第1105条に、第1106条に、第1107条に、第1108条に、第1109条に、第1110条に、第1111条に、第1112条に、第1113条に、第1114条に、第1115条に、第1116条に、第1117条に、第1118条に、第1119条に、第1120条に、第1121条に、第1122条に、第1123条に、第1124条に、第1125条に、第1126条に、第1127条に、第1128条に、第1129条に、第1130条に、第1131条に、第1132条に、第1133条に、第1134条に、第1135条に、第1136条に、第1137条に、第1138条に、第1139条に、第1140条に、第1141条に、第1142条に、第1143条に、第1144条に、第1145条に、第1146条に、第1147条に、第1148条に、第1149条に、第1150条に、第1151条に、第1152条に、第1153条に、第1154条に、第1155条に、第1156条に、第1157条に、第1158条に、第1159条に、第1160条に、第1161条に、第1162条に、第1163条に、第1164条に、第1165条に、第1166条に、第1167条に、第1168条に、第1169条に、第1170条に、第1171条に、第1172条に、第1173条に、第1174条に、第1175条に、第1176条に、第1177条に、第1178条に、第1179条に、第1180条に、第1181条に、第1182条に、第1183条に、第1184条に、第1185条に、第1186条に、第1187条に、第1188条に、第1189条に、第1190条に、第1191条に、第1192条に、第1193条に、第1194条に、第1195条に、第1196条に、第1197条に、第1198条に、第1199条に、第1200条に、第1201条に、第1202条に、第1203条に、第1204条に、第1205条に、第1206条に、第1207条に、第1208条に、第1209条に、第1210条に、第1211条に、第1212条に、第1213条に、第1214条に、第1215条に、第1216条に、第1217条に、第1218条に、第1219条に、第1220条に、第1221条に、第1222条に、第1223条に、第1224条に、第1225条に、第1226条に、第1227条に、第1228条に、第1229条に、第1230条に、第1231条に、第1232条に、第1233条に、第1234条に、第1235条に、第1236条に、第1237条に、第1238条に、第1239条に、第1240条に、第1241条に、第1242条に、第1243条に、第1244条に、第1245条に、第1246条に、第1247条に、第1248条に、第1249条に、第1250条に、第1251条に、第1252条に、第1253条に、第1254条に、第1255条に、第1256条に、第1257条に、第1258条に、第1259条に、第1260条に、第1261条に、第1262条に、第1263条に、第1264条に、第1265条に、第1266条に、第1267条に、第1268条に、第1269条に、第1270条に、第1271条に、第1272条に、第1273条に、第1274条に、第1275条に、第1276条に、第1277条に、第1278条に、第1279条に、第1280条に、第1281条に、第1282条に、第1283条に、第1284条に、第1285条に、第1286条に、第1287条に、第1288条に、第1289条に、第1290条に、第1291条に、第1292条に、第1293条に、第1294条に、第1295条に、第1296条に、第1297条に、第1298条に、第1299条に、第1300条に、第1301条に、第1302条に、第1303条に、第1304条に、第1305条に、第1306条に、第1307条に、第1308条に、第1309条に、第1310条に、第1311条に、第1312条に、第1313条に、第1314条に、第1315条に、第1316条に、第1317条に、第1318条に、第1319条に、第1320条に、第1321条に、第1322条に、第1323条に、第1324条に、第1325条に、第1326条に、第1327条に、第1328条に、第1329条に、第1330条に、第1331条に、第1332条に、第1333条に、第1334条に、第1335条に、第1336条に、第1337条に、第1338条に、第1339条に、第1340条に、第1341条に、第1342条に、第1343条に、第1344条に、第1345条に、第1346条に、第1347条に、第1348条に、第1349条に、第1350条に、第1351条に、第1352条に、第1353条に、第1354条に、第1

たとき、又は」と、「ある場合」とあるのは「あるとき」と、第11条第2項中「省令」とあるのは「公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）」と、「方法」とあるのは「方法の例」と、第13条第1項中「第22条第1項又は第24条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、第14条第2項中「第12条」とあるのは「第46条第5項」と、第24条第1項中「法第37条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による」とあるのは「当該県営改良住宅建替事業に関する計画（以下「建替計画」という。）又は建替計画の変更に関する事項について、県営改良住宅の入居者に対し」と、第25条第1項中「法第43条第1項及び」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する法」と、「令」とあるのは「改良法施行令第12条において準用する令」と、第27条第3項及び第4項中「第10条第2項に規定する」とあるのは「当該請求の直前の家賃の」と、第33条中「法」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する法」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第357号）附則第3条の規定により公営住宅の収入の条件及び収入の基準についてなお従前の例によることされた者は、改正後の第4条第2項第2号に該当する者とみなす。

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第34号

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例
熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例（平成22年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「が廃止」を「の生徒の募集が停止され、又は当該高等学校が廃止」に改める。

第2条第1号中「者のうち、」の次に「生徒の募集が停止され、又は」を加える。

第5条を次のように改める。

（貸与金額）

第5条 通学支援奨学金の貸与金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 通学支援奨学金の貸与を受ける者が新設高等学校等への通学に教育委員会規則で定める交通機関を利用する場合 当該利用に係る負担額を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額
- (2) 通学支援奨学金の貸与を受ける者でその者の自宅から新設高等学校等へ通学することが特に困難であると教育委員会が認めるものが当該新設高等学校等への通学のために熊本県立高等学校の寄宿舎又はこれに類する施設で教育委員会規則で定めるものを利用する場合 当該利用に係る負担額を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設高等学校等に入学した者について適用し、施行日前に新設高等学校等に入学した者については、なお従前の例による。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第35号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例
熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,056人」を「3,067人」に、「234人」を「235人」に、「1,779人」を「1,786人」に、「930人」を「933人」に、「3,477人」を「3,488人」に改め、同条第2項中「3,056人」を「3,067人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第36号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第27号作業の項中「又は銃器と」を「、爆発物その他人事委員会がこれらに相当すると認めるもの（以下この項において「銃器等」という。）又は銃器等と」に、「銃器を」を「銃器等を」に、「銃器が」を「銃器等が」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第37号**熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例**

熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第21条第1項第3号中「及び同法」を「、同法」に改め、「児童相談所」の次に「及び同法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）」を加え、同条第2項中「設置されたこと」の次に「（児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設にあっては、同項の規定による届出がされたこと）」を加え、「同項に」を「前項に」に改める。

第41条第1項中「第35条」を「第35条及び第38条」に、「同条」を「各本条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所であってこの条例の施行により改正後の第21条第1項に規定する区域内において運営されることとなつたものについては、同項の規定は、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第38号**熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例****（趣旨）**

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第36条第2項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

（信号機に関する基準）

第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、信号機が、次に掲げる信号機であること又はその設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

（道路標識に関する基準）

第3条 道路標識に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第 4 条 道路標示に関する法第 36 条第 2 項の条例で定める基準は、次のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

(1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示

(2) 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。